告示

○消費者庁告示第四号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同法第十七条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十七年十一月十三日

消費者庁長官　板東久美子

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡	福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号	福岡市博多区博多駅前一丁目5番1号	平成二十七年十一月六日

○総務省告示第三百九十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第一号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第九号（地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十七年度分の固定資産税から適用する。

平成二十七年十一月十三日

総務大臣　山本　早苗

第一号中

「（171）	30607	ニューはてるま」を
「（削除）	削除	削除」に、
「（191）	58479	第九十八あんえい号」を
「（191）の2	114479	第九十八あんえい号フェリーはてるま」に

改める。

○総務省告示第三百九十五号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第十号（地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十七年度分の固定資産税から適用する。

平成二十七年十一月十三日

総務大臣　山本　早苗

第一号3中

「（10）	株式会社小松崎都市開発（茨城県内の二以上の市町村にわたって所在する風力発電に係るものに限る。）	同」を
「（10）	株式会社小松崎都市開発（茨城県内の二以上の市町村にわたって所在する風力発電に係るものに限る。）の2　株式会社アバンセコーポレーション（太陽光発電設備に係るものに限る。）	同」に、
「（23）	アドエコロジー株式会社	同」を
「（23）の2	アドエコロジー株式会社・パワー株式会社（和歌山県内の二以上の市町村にわたって所在する風力発電に係るものに限る。）	同」に

改める。

○政治資金適正化委員会告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十七年十一月十三日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
四九四九	二七、一〇、二三	坂井　美里
四九五〇	二七、一〇、二三	西岡　良郎
四九五一	二七、一〇、二三	山崎　智博
四九五二	二七、一〇、二三	青木　亮祐

○法務省告示第五百六十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月十三日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社ニチロシーフーズ	茨城県ひたちなか市和田町三丁目一万三千四百番二	非加熱性水産加工食品製造業
レシップ電子株式会社	岐阜県本巣市上保千二百六十番地の二	電子機器組立て
レシップエスエルピー株式会社	岐阜県本巣市上保千二百六十番地の二	電気機器組立て
株式会社松山機型工業	愛媛県松山市堀江町百六十三番地	機械加工

○法務省告示第五百六十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十七号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月十三日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社ジェイテクノス	石川県白山市鹿島町ヘ十三番地	溶接
株式会社マイテック	石川県白山市湊町丁八十六番地一	溶接

○法務省告示第五百六十三号

会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百四十八条の規定に基づき調査機関の電子公告調査を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第九百五十九条第三号の規定に基づき告示する。

平成二十七年十一月十三日

法務大臣　岩城　光英

一　調査機関

株式会社ファイブドライブ

二　電子公告調査を行う事業所の変更後の所在地

東京都千代田区内幸町一丁目一番七号ＮＢＦ日比谷ビル五階

三　変更年月日

平成二十七年十一月九日